

新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

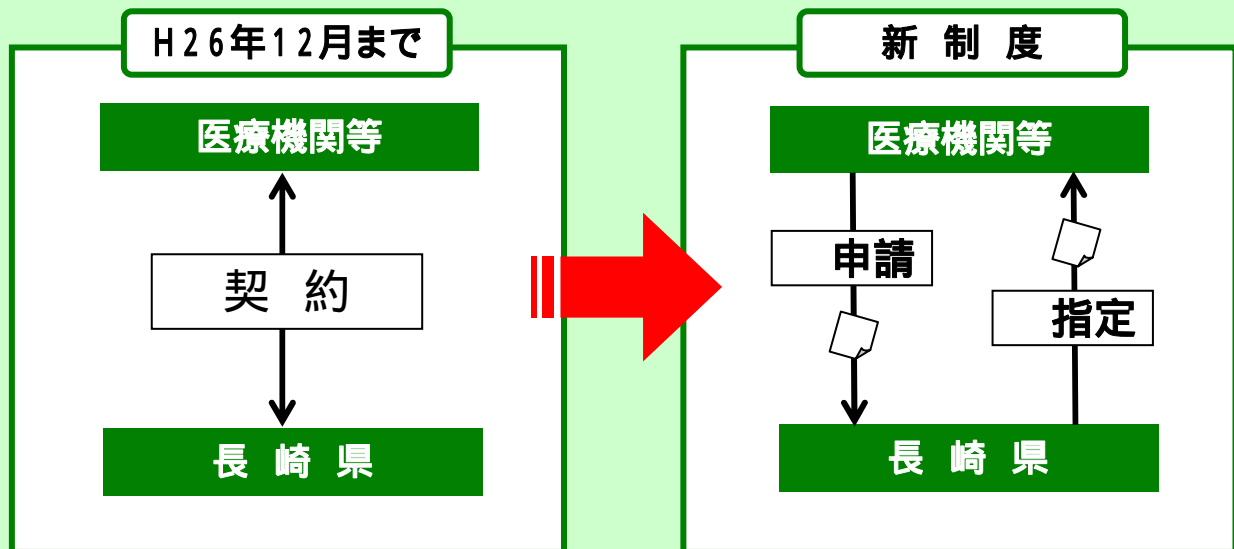
指定医療機関について

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。

新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。

指定医療機関の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

2ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、ご参照の上、必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。



【問合せ先】

〒850-8570 長崎県尾上3番1号
長崎県福祉保健部国保・健康増進課（疾病対策班）
電話：095-895-2496 FAX：095-895-2575

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第14条）

以下の医療機関等であること

保険医療機関

保険薬局

健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）

法第14条第2項で定める欠格事項（5ページ参照）に該当していないこと。

【責務】（法第16条・第17条・第18条）

指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。

指定医療機関は、難病医療費助成にかかる医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続等

【必要書類】

別添「難病医療費助成指定医療機関指定申請書」を長崎県宛に提出してください。

【提出先】

〒850-8570

長崎県尾上町3番1号

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（疾病対策班）

【留意事項】

指定後、長崎県から申請者宛に指定通知書を送付します。

指定を行った医療機関等の名称、所在地等を長崎県が公示します。

指定の有効期間は6年間です。更新の手続については現在検討中です。

申請にあたっては、現行の医療費助成の対象となっている疾患患者（受給者）の治療を行っている場合だけでなく、今後、新たに医療費助成の対象疾患に指定される疾患の患者で、医療費助成申請を予定される患者の方を治療されている場合も指定医療機関の申請を行っていただくなど、出来る限り多くの医療機関が申請を行っていただきますようお願いいたします。

よくある質問

- Q 1 特定疾患治療研究事業の契約をしているが、新たな制度による指定申請が必要か。
- A 1 特定疾患治療の契約をしている医療機関も難病法による指定医療機関申請が必要です。医療機関が指定を受けない場合、患者（受給者）は、当該医療機関で、医療費助成を受けることができません。
- Q 2 現在、特定疾患治療研究事業の契約は複数の都道府県と契約しているが、今後もそうなるか。
- A 2 長崎県知事が指定を行えば、他都道府県が認定した受給者証所持者にも公費負担医療が行えます。
- Q 3 開設者が同一で、複数の事業所を有している場合、指定申請は事業所ごとに個別に申請する必要があるのか。
- A 3 事業所ごとに個別に申請してください。
- （例）医療法人Xが訪問看護事業所Yと訪問看護事業所Zで事業を実施している場合は、訪問看護事業所Yと訪問看護事業所Zから個別に申請してください。

記入例

(表)
難病医療費助成指定医療機関指定申請書

保険医療機関等	名称	〇〇〇病院		
	所在地	長崎市尾上町〇番〇号		
	電話番号	095-824-〇〇〇〇		
	コード※1	0000000		
開設者	住所又は所在地	長崎市尾上町〇番〇号		
	氏名又は名称	〇〇 〇〇		
標ぼうしている診療科名 (医療機関のみ記載)		〇〇科、〇〇科、〇〇科		
指定訪問看護事業者 指定年月日(訪問看護 事業者のみ記載)	健康保険	年	月	日
	介護保険	年	月	日
役員の職・氏名 (開設者が法人の場合) ※2	職名	氏名		
	理事長	長崎 太郎		
	理事	長崎 花子		
	理事	長崎 一郎		
	理事	長崎 二郎		

書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載して役員名簿を添付してください。

上記のとおり難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定の申請をします。

なお、申請に当たり、裏面に掲げる同条第2項各号の規定に該当しないことを誓約します(役員含む)。

申請書の裏面をご確認ください。

令和 〇年 〇月 〇日

開設者

住所(法人にあっては所在地) : 長崎市尾上町〇番〇号

氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名) : 〇〇〇病院 長崎 太郎

長崎県知事 殿

※1 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抄）

第十四条 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定

（以下この節において「指定医療機関の指定」という。）
は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日（第六号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第二十一条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十八条の規定による指導又は第二十二条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第二十二条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき。